4　定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する事項

㈠　病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならないこととした。また、厚生労働大臣は、当該報告があったときは、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知することとした。（第一二条関係）

㈡　厚生労働大臣は、㈠の報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずることとした。（第一三条第一項関係）

㈢　厚生科学審議会は、予防接種の適正な実施のために必要な措置について、調査審議し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べることができることとした。（第一三条第二項関係）

㈣　㈡により厚生労働大臣が厚生科学審議会への報告又は必要な措置を行うに当たっては、㈠の報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うこととした。（第一三条第三項関係）

㈤　厚生労働大臣は、地方公共団体、病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者及び予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者に対し、㈣の調査を実施するため必要な協力を求めることができることとした。（第一三条第四項関係）

㈥　厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に㈣の情報の整理又は調査を行わせることができることとし、機構が当該情報の整理又は調査を行ったときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととした。（第一四条関係）

5　国等の責務に関する事項

㈠　国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等に関し必要な措置を講ずることとした。（第二三条第二項関係）

㈡　国は、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査及び研究を行うこととした。（第二三条第四項関係）

㈢　病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者及び予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者は、国の責務の遂行に必要な協力をするよう努めることとした。（第二三条第五項関係）

6　厚生科学審議会の意見の聴取に関する事項

厚生労働大臣は、3の㈠の予防接種基本計画及び3の㈡の個別予防接種推進指針を定め、若しくは変更しようとするとき等は、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第二四条関係）

二　施行期日等

1　政府は、この法律の施行後五年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の予防接種法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

2　その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～第一九条関係）

3　この法律は、平成二五年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定については、公布の日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋を取得した日として政令で定める日を、当該家屋を被相続人が取得をした日等とすることとした。（附則第二七条の二関係）

2　事業税

欠損金の繰越控除制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第二〇条の三関係）

3　固定資産税及び都市計画税

㈠　倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる貯蔵槽倉庫の規模の要件を六、〇〇〇立方メートル以上（改正前五、〇〇〇立方メートル以上）とし、対象となる附属機械設備に搬出貨物表示装置等を追加することとした。（附則第一一条関係）

㈡　電気自動車に水素を充塡するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる電気を動力源とする自動車に水素を充塡するための設備の取得価額の要件を一億五、〇〇〇万円以上（改正前二、〇〇〇万円以上）とすることとした。（附則第一一条関係）

㈢　港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

㈣　耐震改修が行われた住宅、高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅並びに外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を五〇万円超（改正前三〇万円以上）とすることとした。（附則第一二条関係）

4　事業所税

㈠　事業所税の課税団体のうち人口三〇万以上の市で政令で指定するものについて、その人口要件のうち住民基本台帳に記録されている者の数に係る基準日について、一月一日現在とすることとした。（第五六条の一四関係）

㈡　一月一日現在の住民基本台帳に記録されている者の数が三〇万未満となることにより事業所税の課税団体に該当しなくなる場合について、同年の一月二日以降事業所税の課税団体に該当しなくなるものとした。（第五六条の八四関係）

㈢　木材の加工業者又は販売業者がその事業の用に供する木材保管施設の資産割の課税標準の特例措置について、構造が簡易なものとして総務省令で定めるものとする対象要件を撤廃することとした。（第五六条の五七関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（農林水産省）

1　東日本大震災に係る水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の特例の適用期間を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。
